

令和 8 年 8 月 25 日

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等について、令和 8 年 8 月 26 日（水）から令和 8 年 9 月 24 日（木）までの間、意見募集を行います。

1 概要

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 73 号）の施行に伴い、国民投票の期日前 2 日以後に市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて開票区を設けた場合における開票立会人の取扱いを定めるとともに、在外投票人名簿の登録の申請の手続における在外投票人名簿登録申請書の送付方法を見直す等所要の規定の整備を行う（別紙 1 参照）。

2 意見募集要領

(1) 意見募集対象

- ・ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令案
- ・ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

(2) 意見提出期限

令和 8 年 9 月 24 日（木）

詳細については、意見公募要領（別紙 2）を御覧ください。

3 今後の予定

総務省では、意見募集の結果を踏まえ、当該政令等を公布する予定です。

4 資料の入手方法

関係資料については、総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

【連絡先】

自治行政局選挙部選挙課 調査係

電 話：03-5253-5568（直通）

E-mail：senkyoka_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。